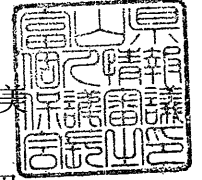


答申第26号
令和5年12月19日

富山県知事 新田 八朗 殿

富山県個人情報保護審議会
会長 神山 智美



特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく特定個人情報ファイルの取扱いについて（答申）

令和5年12月11日付けワ推第561号により諮問のあった、住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いについて、富山県個人情報保護審議会条例第2条第2項第3号の規定に基づき、次のとおり答申します。

記

住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書案（以下「評価書案」という。）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、当審議会にて点検を行ったところ、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）に定める実施手続等に適合した評価が実施されており、かつ、当該評価書案の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。